

食料システム

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

Organization for Sustainable Food Supply System

<https://www.ofsi.or.jp/>

食料システム法の施行により当機構の名称を変更いたしました

2026

10月号

No.370

I N D E X

- 巻頭言 ②
- 〈食品産業センター〉
「令和7年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書」
が公開されました ④
- 令和7年度 物流生産性向上推進事業に係る公募 ④
- 新規展示商談会のご案内 ⑤
- 〈国土交通省〉
「標準的運賃」に係る実態調査結果が公表されました ⑤
- 〈日本政策金融公庫〉
中小企業景況調査（2026年8月）要約版が
公表されました ⑥
- 〈日本政策金融公庫〉
全国中小企業動向調査結果が公表されました ⑥
- 〈帝国データバンク〉
「価格転嫁に関する実態調査（2026年7月）」を
公表しました ⑦
- 食流紀行 ⑧

巻 頭 言

先般、アメリカが国際刑事裁判所（ICC）の赤根智子所長を制裁の対象とした。これはICCがイスラエルのネタニヤフ首相を人道上の犯罪の被疑者として逮捕状を発付したことに反発したものである。これに対し各国、特にEUおよびその加盟国はアメリカのこの制裁発動に対して国際機関の中立性を損ない、法の支配に反する行為だとして強く非難をしている。他方、我が国の外務省は「大変残念」との外務報道官談話を発表したがいまだ強く非難しなかったということで、EU諸国そして日本国内からもその対応に疑問の声が寄せられている。その後、高市首相は、米国の対応は日本政府の立場と相いれず極めて深刻に受け止めている、とややそのトーンを強めたが、国内の批判は収まっていない。

そもそもこの国際刑事裁判所とは何であるか？

これは2002年に第二次大戦中のナチスによるユダヤ人の大量虐殺などの非人道的な行為が行われたのを受け、これらの行為を処罰の対象とすることにより、非人道的な行為を防止しようとする目的で設立されたものである。国際刑事裁判所は国が当事者となる国際司法裁判所と違って、個人を訴追し裁くという人類の歴史上はじめての取り組みである。唯一の例外は、純粋な国際機関によるものではないが第二次大戦後の戦勝国による裁判である。ニュルンベルク裁判と東京裁判において人道に対する罪としてドイツや日本の政府、軍の関係者が裁かれたことはご存じのとおり。

このICCにはアメリカ、中国、ロシアは参加をしていない。アメリカは自国の軍人が訴追されて、裁判にかけられることを強く警戒し、この組織には参加しなかった。米国、特に議会はそもそも自国の主権が制限されることを強く嫌う傾向があり、このICCへの不参加もその表れだと思われる。中国とロシアもほぼ同じような理由であろう。

では日本政府はなぜ参加したのか。これは、当時の政府が法の支配を国際社会で追求するという日本の外交政策の基本にとってICCが非常に重要な世界的な枠組みであるという理解をしたものである。その際、米、中、口の3大国が参加していないのにもかかわらず日本が参加することについて、国会審議の中で政府は、日本が参加することにより法の支配の実績を積みあげ、アメリカなどの大国の参加も促していくと答えている。アメリカ主導の東京裁判を経験した日本が、アメリカ不参加の中で個人を裁くICCに率先して参加するというのも歴史のアイロニーかもしれない。ICC加盟のためのローマ規程及び関連法を審議する国会は全会一致であった。戦後長く日本人の間に根付いた国際機関信仰という側面が出た感じがしないでもない。

国際連盟や国際連合の歴史をたどってみると、国際的な紛争の処理や平和の維持などの国際的な枠組みは大国が参加しないことには有効に機能しないという現実がある。大国を含めできるだけ多くの国に参加させるために様々な妥協を重ねてようやく実現にこぎつけるというのが実態である。国際的な裁判や仲裁機関も例外ではない。国際司法裁判所も提訴された国が裁判を受け入れなければ手続きが開始されないなど、各国の主権に配慮する工夫がなされている。

このICCをめぐる騒動で思い浮かぶのが、この国際刑事裁判所の場合と対照的な核兵器禁止条約への日本政府の態度である。日本政府は核保有国が参加していないこの禁止条約への参加を見合わせている。核兵器不拡散条約のもとで核保有国の参加を求めて核兵器の削減努力をするという現実的な対応をすることが大事であると言っている。これは、我が国の安全保障がアメリカの核の傘という大きな要素によっていることがその背景にあることは明らかである。日本が核兵器禁止条約に参加することが日米の安全保障の枠組みにどのような影響を及ぼすかを考えた上での対応と考えられる。

他方で、I C Cには米、中、ロが参加していないこともあり、日本が最大の拠出国である。その背景から日本政府は、I C Cに日本人の裁判官を送り込み日本人の裁判長を実現する努力もしてきた。こういう努力の中で、今回のようにアメリカ政府があからさまにI C Cに対決姿勢を明らかにし、日本政府がこれに対峙しなければならないという難しい立場に置かれるとは、必ずしも事前に想定していなかったのかもしれない。

アメリカの対応については、法の支配を実現する上で最も重要な国際機関のひとつである国際刑事裁判所を目の敵にしてその所長を含む裁判官を制裁の対象とし、かつまたその廃止を目論み加盟国に対し脱退をするよう圧力をかけるなどということは大変ゆゆしきことであることは確かである。

ただ日本政府が置かれた立場からすれば、ただ一方的に強く非難すれば良いというような単純な話ではないだろうという気がする。

第1に、安全保障の面でヨーロッパ諸国と日本とは対アメリカとの関係で置かれている立場が全く違う。N A T O加盟国は安全保障につき全くフィフティーフティでアメリカとその義務を負っているが、日本の場合は集団安全保障の法整備がされたとは言えまだかなり片務的な状況にあることは否めない。(基地提供でそのバランスをとっているという議論はあるが。) また日本の場合はアメリカへの依存を減らす防衛の自助努力の上でも憲法の規定など制度的な制約も少なからずある。そういう意味で安全保障のアメリカに対する依存の度合いが、E Uの場合より日本の場合はかなり大きいと言わざるを得ない。

第2に、世界の平和維持などへの日本の貢献という要素がある。戦後の一国平和主義は湾岸戦争時の苦い教訓を経て相当程度是正されてきているが、米、欧の目から見るとまだ十分ではないとみられている。トランプ大統領などは、その妥当性は別として、そのような認識をしているのは明らかである。

そして、これはあまり直接的な要因ではないが意外と大きいと思うのが、歴史、文化、言語の違いである。歴史や文化を共有し言語の近接性があり、いわばタメ語でも話ができるE U諸国の関係者の発言と、日本の発言は受け止め方が違うということもあろう。

こうした中で高市政権はI C Cを支援してきた最大の締約国であり、かつ所長の実現に尽力した国として非常に難しい対応に迫られている。赤根所長は日本に対して支援を求めている。その中でアメリカに対して話し合いをしてほしいとか、アメリカが脱退をうながしている国に脱退しないよう働きかけてほしいというようなことまで踏み込んだ発言をしている。これは最大の拠出国であり、かつ所長実現の後押しとなった日本政府に対する要請としては所長の立場からすればある意味当然かもしれないが、その発言の政治的意味合いを考えると、日本政府をさらに難しい立場に置いたのではないかと思う。

これを書いているときに、上川元外務大臣ら超党派の議員がこの問題に関する提言書を平司法務大臣に提出した。その提言書では、法の支配の重要機関であるI C Cへの支持及び支援を日本政府の意思として改めて表明するよう求めているとのことである。(この超党派議員が外務大臣、官房長官あるいは総理ではなく法務大臣に提言書を渡したことは、法の支配の重要性を強調したかったからかもしれない。)

この「法の支配」を外交政策の重要な柱の一つとしている立場を損なわず、そして最大の拠出国であり所長の輩出国であり関係各国からの期待を裏切らず、さらに、日米関係そのものに配慮するという、日本政府は非常にデリケートな対応を迫られている。「法の支配」の理想のために米国を強く非難すべきである、という筋論だけでは済まないという性格の問題であることを理解する必要があるだろう。

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構
会長 村 上 秀 徳

〈食品産業センター〉「令和7年度食品産業における取引慣行の実態調査報告書」が公開されました

1. 食品産業センターでは、大規模小売業による優越的地位の濫用の問題について積極的に取り組んでおり、平成7年より毎年食品製造事業者を対象に実態調査を行っています。

令和7年度調査は、令和8年2月から3月にかけて、食品製造事業者を対象にアンケート調査を実施し、8月4日に報告書が公開されました。

今回の調査では、協賛金、センターフィー、従業員派遣、不当な値引き・特売商品等の買いたたき、過度の情報開示の要求、プライベート・ブランド（PB）商品に関する要請について、前回に引き続き実態把握が行われています。

アンケート調査編中には、自由記入の形で回答者から寄せられた様々な事例を掲載されていますので、ご一読下さい。掲載にあたっては、回答企業から寄せられた意見をほぼそのまま紹介されていますが、それぞれの回答企業が小売業からの要請をどのように受け止めているかという視点でお読みいただけます。

2. 詳細については、食品産業センターの以下のHPを御覧ください。

<https://shokusan.or.jp/publishing/9743/>

令和7年度 物流生産性向上推進事業に係る公募

農水産品・食品の物流生産性向上及び中継共同物流拠点の整備による流通の合理化並びに基幹ルートの機能強化等を推進し、我が国の物流における輸送力不足への対応及び海外から稼ぐ力の強化を図り、もって国民の食料安全保障を確保するため、物流の標準化に取り組む事業者が行う、標準仕様パレットの導入、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の実装の取組や、デジタル化、自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入を支援します。

■ 物流生産性向上実装事業

1. 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）、加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月）又はそれらに準ずる業界が定めるガイドライン（以下「流通標準化ガイドライン等」という。）において推奨されている標準仕様パレットの導入
2. 貨物自動車による陸上輸送から新幹線、鉄道、海上輸送等への転換（モーダルシフト）
3. 標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証
4. 標準仕様パレットに適合した外装、情報項目・コード等の標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等導入によるデジタル化・データ連携等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験
5. 上記事業の実施に向けた調査、関係者の意見調整及び計画の策定

■ 物流生産性向上設備・機器等導入

1. 標準仕様パレット導入に伴う機器導入及び改修、パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、AGV（無人搬送車、無人搬送ロボット等）、リーファーコンテナ、冷凍・冷蔵設備等の物流の合理化・効率化に資する設備・機器の導入
2. 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入
3. 上記の設備・機器等の導入の効果検証

■ 公募期間

令和8年9月15日（火）から原則として予算額に達する日までを公募期間とします。（課題提案書等は当機構に到着したものから先着順に受け付けて審査を行います。原則として予算額に達した場合、申請受付は終了となります。）

※「令和8年度物流生産性向上推進事業」も募集していますので、当機構のホームページにてご確認ください。

問い合わせ先

101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構 業務部

TEL：03-5809-2176 E-mail：r7-suisin@ofsi.or.jp（令和7年度物流生産性向上推進事業）

r8-suisin@ofsi.or.jp（令和8年度物流生産性向上推進事業）

新規展示商談会のご案内

一般社団法人全国スーパーマーケット協会では2027年7月に生鮮分野に特化した展示商談会「SMTSフレッシュソリューション」を新規開催いたします。

小売業企業の生鮮売場に直結する場として、SMTSならではの強みを持った商談環境を提供いたします。概要をご覧の上、出展のご相談等、ご興味をお持ちの方はお気軽に下記問い合わせ先までご連絡ください。

開催概要

主催：一般社団法人全国スーパーマーケット協会

日時：2027年7月28日（水）～7月30日（金）10：00～17：00 ※最終日は16：00まで

会場：幕張メッセ 1-3ホール

出展カテゴリ：生鮮（農産／畜産／水産）・惣菜（旧デリカテッセン・トレードショー）・
設備、資材・サービス、IT支援、ロジスティクス・トータルソリューション

問い合わせ先

SMTSフレッシュソリューション運営事務局（10：00～17：00 ※土・日・祝日を除く）

TEL：03-6256-8367 MAIL：fsinfo@smts.jp



〈国土交通省〉 「標準的運賃」に係る実態調査結果が公表されました

1. 国土交通省物流・自動車局では、令和6年3月に告示した「標準的運賃」の活用状況等について、トラック運送事業者及び荷主企業を対象にアンケート調査を実施しました。この度、調査結果を取りまとめ、『「標準的運賃」の浸透・活用状況等について調査を実施』との副題とともに8月26日付で公表されました。

2. 経緯

平成30年に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（平成30年法律第96号）に基づき、運賃交渉力の弱いトラック事業者の適正な運賃収受を支援するため、令和2年4月に「標準的運賃」を告示しました。

また、令和6年3月には、燃料高騰分なども踏まえて運賃水準を平均8%引き上げるとともに、燃料サーチャージ制度を盛り込むなどした新たな「標準的運賃」を告示しました。

今般、トラック運送事業者における制度の活用状況などの把握を行うことを目的として、原価計算の実施状況、標準的運賃の運賃交渉への活用状況、交渉の結果等について、アンケート調査を実施し、結果を取りまとめ公表したものです。

3. 調査結果の概要

（1）調査期間 令和8年3月9日～3月27日

（2）調査方法 事業者及び荷主に対するアンケート

（3）回答者数 公益社団法人全日本トラック協会の会員事業者（約1,200者）
ホワイト物流推進運動において把握した荷主企業（約200社）

（4）調査結果（概要）

○今回の調査（令和7年度）では、運賃交渉を行ったトラック事業者は約90%、このうち荷主から一定の理解を得られた事業者は約78%。即ち、事業者全体のうち運賃交渉について荷主から一定の理解を得られた事業者は約70%であった。

○実勢運賃水準として、令和6年3月に告示した「標準的運賃」と比較し、8割以上収受できた事業者は約35%であった。

4. 詳細は、以下の国土交通省HPをご覧ください。

○プレスリリース <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002018394.pdf>

○概要 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002018395.pdf>

○別紙 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002018396.pdf>

〈日本政策金融公庫〉 中小企業景況調査（2026年8月）要約版が 公表されました

- 日本政策金融公庫総合研究所は、8月31日、「中小企業の売上げDIはマイナス幅が縮小売上げ見通しDIは上昇」との概況の中小企業景況調査（2026年8月）結果を公表しました。
調査時点は2026年8月中旬、調査対象は三大都市圏の公庫取引先900社（首都圏451社、中京圏143社、近畿圏306社）、業種構成は製造業607社、建設業83社、運輸業54社、卸売業156社です。
- 調査結果のポイント
 - 売上げ
 - 2026年8月の売上げDIは、7月からマイナス幅が0.2ポイント縮小し、▲1.9となった。
 - 今後3カ月（8月～10月）の売上げ見通しDIは、7月から7.3ポイント上昇し、6.6となった。
 - 利益
 - 利益額DIは、7月から1.3ポイント低下し、▲1.2となった。
 - 価格、雇用、生産設備
 - 販売価格DIは、7月から1.7ポイント低下し、22.9となった。
 - 仕入価格DIは、7月から5.1ポイント低下し、44.1となった。
 - 従業員判断DIは、7月から3.8ポイント上昇し、23.9となった。
 - 生産設備判断DIは7月から2.2ポイント上昇し、1.7となった。
- 詳細につきましては、日本政策金融公庫の以下のHPをご覧ください。
https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/keikyoyouyaku_2608.pdf

〈日本政策金融公庫〉 全国中小企業動向調査結果が公表されました

- 日本政策金融公庫総合研究所は、7月27日、「全国中小企業動向調査結果（2026年4－6月期実績、7－9月期以降見通し）」を公表しました。

2. 調査結果のポイント

（1）小企業

小企業の景況

（原則従業員20人未満）

小企業の景況は、持ち直しの動きに足踏みがみられる

（前回）持ち直しの動きに足踏みがみられる

- 業況判断DIは、前期からマイナス幅が縮小し、▲23.3となった。
来期は、マイナス幅が拡大する見通し。 ← 5ページ
- 売上DIは、前期からマイナス幅が縮小し、▲11.0となった。
来期は、マイナス幅が拡大する見通し。 ← 10ページ
- 採算DIは、前期からマイナス幅が縮小し、▲11.4となった。
来期は、マイナス幅が拡大する見通し。 ← 11ページ

■ 主要DI（カッコ内は前回調査からの変動幅）

業況判断DI	売上DI	採算DI	資金繰りDI	借入DI
▲ 23.3 (+3.1)	▲ 11.0 (+4.9)	▲ 11.4 (+4.8)	▲ 19.9 (+5.1)	▲ 17.0 (+1.1)

（2）中小企業

中小企業の景況

（原則従業員20人以上）

中小企業の景況は、持ち直しの動きがみられる

（前回）持ち直しの動きがみられる

- 業況判断DIは、前期から低下し、2.7となった。
来期は低下、来々期は上昇する見通し。 ← 17ページ
- 売上DIは、前期から上昇し、15.3となった。
来期は低下、来々期は上昇する見通し。 ← 20ページ
- 純益率DIは、前期からマイナス幅が拡大し、▲4.0となった。
来期はマイナス幅が拡大、来々期は縮小する見通し。 ← 21ページ

業況判断DI	売上DI	純益率DI	資金繰りDI	長期借入返済DI
2.7 (-2.6)	15.3 (+4.6)	▲4.0 (-0.5)	0.8 (+0.1)	3.3 (-1.0)

- 詳細は、日本政策金融公庫の以下のHPをご覧ください。
https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/smseach2026_07.pdf

〈帝国データバンク〉「価格転嫁に関する実態調査（2026年7月）」を公表しました

1. 株式会社帝国データバンクは、8月28日、「価格転嫁率39.9%、再び4割を下回る ー急激な円安、中東情勢の混乱によるコストアップが下押しー」との見出しで「価格転嫁に関する実態調査（2026年7月）」の調査結果を公表しました。

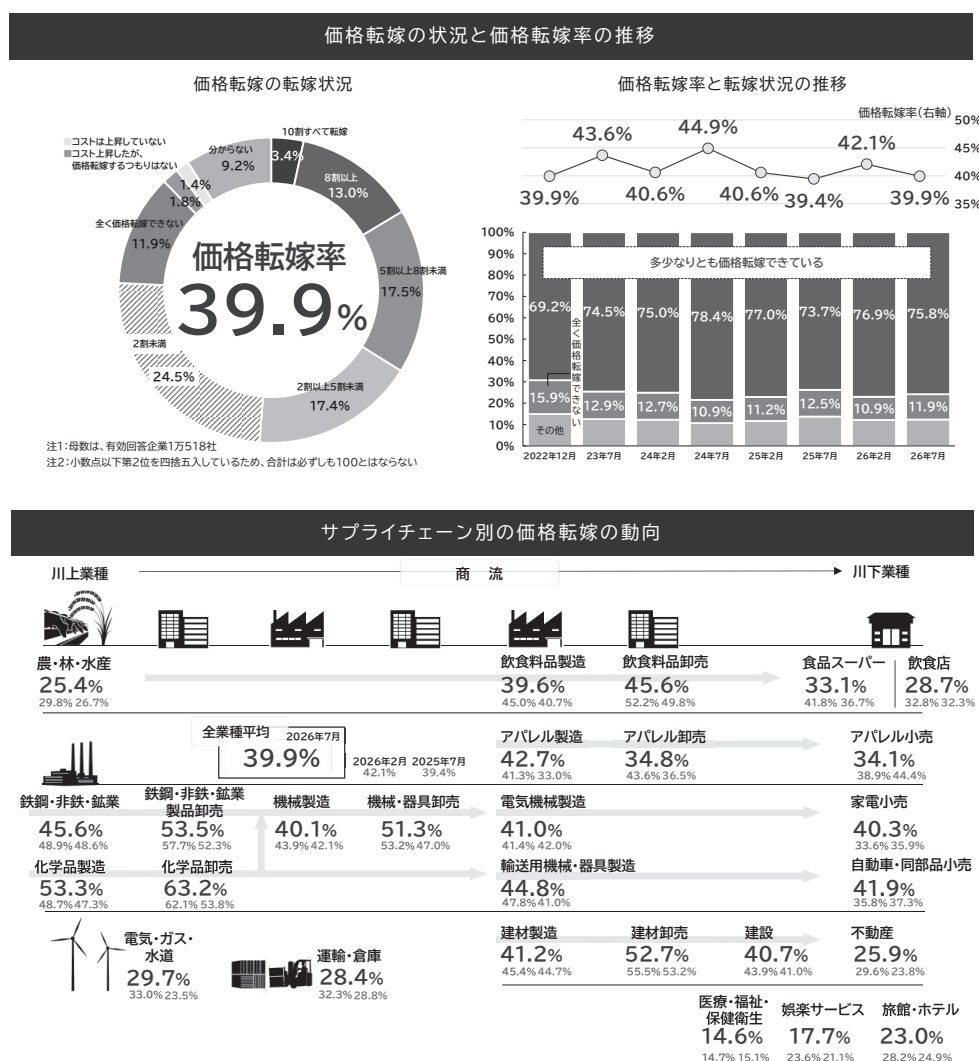
2. 概要

7月調査時点の価格転嫁率は39.9%となり、再び4割を下回った。項目別では、人件費、物流費、エネルギーコストの転嫁は3割前後にとどまる。他方、価格改定までの期間は短縮傾向がみられた。価格転嫁は「実施」から、「十分な転嫁」と「継続的な価格改定」を問う段階に入り、定期的な価格協議ができる取引環境の整備が不可欠となっている。

※株式会社帝国データバンクは、全国2万2,350社を対象に、「価格転嫁」に関するアンケート調査を実施した。なお、価格転嫁に関する実態調査は、前回2026年2月に実施し、今回で8回目。

調査期間：2026年7月17日～7月31日（インターネット調査）

調査対象：全国2万2,350社、有効回答企業数は1万518社（回答率47.1%）



3. 詳細につきましては、以下の帝国データバンクHPを御覧ください。

<https://www.tdb.co.jp/report/economic/20260828-pricepass-on202607/>

食欲の秋を迎える喜び ～知多牛・越前カニ・常陸秋ソバ

生協宅配便の東北ブランド米が、8月末に5キロ2,580円になった。お盆前に2,980円と3,000円を切ったばかりである。

ナチュラルアート鈴木誠氏の農業義塾メールマガジン7月25日号を読んだ。

「コメの価格は、今秋は暴落見込みで、各地ですでに落胆の声があがっています。

これだけ農業生産コストが上がっているというのに、コメ価格は昨年の4割ダウンで農家手取りは15,000円～2万円弱とされています。これでは、稲刈り作業するだけ赤字が膨らむので稲刈りもしない、という声も出ています。これでまた農業者の数は減少するでしょう。酷暑だけでも極めて負荷の大きい農業が、赤字だとなれば、当然に辞めていく人が増えるでしょう。

事実、酷暑が続くこの数年、各地で人手不足が顕著になっていると言われています。そんなことをしていると、また数年後にはコメ不足で価格は上昇するでしょう。」

私は「浅沼」の名前が示すように両親とも農家の出身である。多分、明治になって姓名をつけるときに付近に浅い沼があったのだろう。

若い頃の不摂生で胃潰瘍、十二指腸潰瘍を患い、消化器系が弱い人は長生き出来ないと言われたが、80歳を超えた今も各地を徘徊している。およそ半世紀、こうした生活ができる体は農民の血のおかげである。

高齢者の楽しみは旅と温泉と美味しい食事である。私は、旅行はほとんど行かない。8月はお盆の週を除いて4回各地に行ったが、全て仕事である。仕事と言いつつ温泉と食事は気をつける。食事はソバやパンの軽いものが多いが、地元のものも食べるようにしている。

知多半島の半田市は畜産が主要産業である。知多牛は関西で知られるブランド牛である。知多半田駅前の「黒牛の里」で焼き肉を食べた。キッズセットは恥ずかしいのでレディースセットにした。評判のハンバーグは自分で焼く。柔らかい。美味しい。

8月末の、大雨警報が出ている福井に行った。越前ソバにするか越前カニにするか迷ったが、メスの越前カニの身と卵、いくらを乗せた膳を食べた。(写真) 美味しいのは当然である。越前カニのおかげで大雨の中、新幹線も頑張ってくれて遅れず帰ることができた。

宿泊はもちろんビジネスホテルである。最近のお気に入りにはスーパーホテルである。暗証番号の紙だけでキーは無くチェックアウトの手続きもない。最近では天然温泉がある。地元の温泉の加熱循環式だと思うが、狭いが確かに温泉である。ドリーミーインも天然温泉が売りだが、料金が高くなった。

ビジネスホテルは朝食だけなので、夜はソバ、パン等の軽食が多い。そばの生産は北海道が4割を占め、長野、栃木、茨城、山形と続く。どこも美味しい。茨城は少し前、水戸でご馳走になった。茨城県が開発した「常陸秋ソバ」は玄そばの最高峰ブランドになっている。蕎麦粉100%は食べにくいですが玄そばは蕎麦の殻が入っており香りが高い。

美味しく食べることが出来るうちに、安く美味しいものを一回でも多く食べたい。食欲の秋を前にした決意である。



市場流通ジャーナリスト 浅沼 進